

### 江別市子どもの読書活動推進計画策定懇話会の会議ルールに関する取扱い

- 1 会議の公開  
会議は公開とします。
- 2 会議開催の事前公表  
会議開催前に、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載し、あらかじめ公表します。
- 3 会議の傍聴等  
傍聴者の定員は、会議の都度、会場等を勘案し事務局で定めます。  
傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定します。
- 4 会議資料の提供  
傍聴者に対し会議資料を提供します。
- 5 会議録の作成  
会議の記録については、発言の要旨を記載した要点を記録し、内容について、会長の確認を得た後、公表します。
- 6 会議録の公表  
会議録は、市のホームページに掲載するなどの方法により公表します。
- 7 委員名簿  
委員名簿は、市のホームページに掲載するなどの方法により公表します。